

平成26年度
地方独立行政法人宮城県立病院機構
年 度 計 画

平成26年3月

地方独立行政法人宮城県立病院機構

目 次

第1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため とるべき措置.....	5
1 質の高い医療の提供	5
（1）政策医療，高度・専門医療の確実な提供	5
イ 循環器・呼吸器病センター	5
ロ 精神医療センター	6
ハ がんセンター.....	8
（2）医療機器，施設の計画的な更新・整備	9
イ 循環器・呼吸器病センター	9
ロ 精神医療センター	9
ハ がんセンター.....	9
（3）地域医療への貢献	9
イ 地域連携クリティカルパスの導入	9
ロ 患者の紹介率，逆紹介率の向上.....	9
（4）医療に関する調査研究と情報の発信.....	10
イ 調査・研究の推進	10
ロ セミナーの開催と広報活動の実施	10
ハ 学会等への積極的参加と関係機関への情報発信.....	10
ニ WEBサイト等を利用した疾病や検診の情報提供.....	10
2 安全・安心な医療の提供	11
（1）医療安全対策の推進.....	11
（2）院内感染症対策の推進	11
（3）適切な情報管理.....	11
3 患者や家族の視点に立った医療の提供.....	11
（1）患者や家族にとってわかりやすい医療の提供	11
（2）病院利用者の利便性・快適性の向上.....	12
イ 患者待ち時間の短縮.....	12
ロ 快適な院内環境の整備	12

ハ	相談窓口の充実	12
ニ	患者満足度調査の定期的実施と分析	12
ホ	接遇に関する研修の実施	12
ヘ	ボランティア受入体制の整備・充実	12
ト	通院の利便性向上に関する検討	12
チ	WEBサイトの充実	13
4	人材の確保と育成	13
(1)	医師の確保と育成	13
イ	医師の確保	13
ロ	研修医の積極的な受け入れ	13
ハ	研究・教育の強化	13
ニ	医師の資質向上	14
(2)	看護師の確保と育成	14
イ	看護師の確保	14
ロ	看護師の資質向上	14
(3)	コ・メディカルの確保と育成	14
イ	コ・メディカルの確保	14
ロ	コ・メディカルの資質向上	14
(4)	医療系学生への教育	14
(5)	事務職員の確保と育成	15
イ	事務職員の確保	15
ロ	事務職員の資質向上	15
5	災害等への対応	15
第2	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	15
1	業務運営体制の確立	15
(1)	業務運営体制の確立	15
(2)	目標達成に向けた取組	15
(3)	全職員による経営改善	15
2	収入確保の取組	16

(1) 診療報酬や制度改定に対する迅速な対応	16
(2) レセプト検討委員会の定期的開催	16
(3) 未収金の発生防止の強化, 早期回収.....	16
(4) 病床及び医療機器の稼働率向上.....	16
イ 手厚い看護体制に対応した, 病床の効率的利用.....	16
ロ 医療機器の効率的な利用の推進	16
(5) 医業外収入の確保	16
3 経費削減への取組.....	16
(1) 有利な契約手法の活用	16
(2) 医薬品・診療材料等の効果的な管理.....	16
(3) 後発医薬品の導入及び調達医薬品等対象品目の整理	17
(4) 業務委託の検証.....	17
第3 予算, 収支計画及び資金計画.....	17
1 経常収支比率の均衡	17
2 資金収支の均衡	17
(1) 予算.....	17
(2) 収支計画.....	17
(3) 資金計画.....	17
(4) 移行前の退職給付引当金に関する事項	17
第4 短期借入金の限度額	17
1 限度額.....	17
2 想定される理由	17
第5 重要な財産を譲渡し, 又は担保に供する計画.....	17
第6 剰余金の使途	18
第7 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置.....	18
1 人事に関する事項.....	18
(1) 医療従事者の迅速かつ柔軟な採用	18
(2) 定型的業務のアウトソーシングや有期職員等の活用	18
(3) 職員の業績や勤務成績を反映した業務評価制度の実施.....	18

2 就労環境の整備	18
(1) 活力ある職場づくり	18
(2) 職員の健康管理対策の徹底	18
(3) 医療従事者の負担軽減と家庭環境への配慮	18
(4) ハラスメントの防止と的確な対応	18
3 病院の信頼度の向上	19
(1) 病院機能評価の認定取得	19
(2) 認定施設等の認定・指定の推進	19
(3) 医療倫理の確立	19
別紙1 (予 算)	20
別紙2 (収支計画)	21
別紙3 (資金計画)	22

第1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため とるべき措置

1 質の高い医療の提供

(1) 政策医療、高度・専門医療の確実な提供

イ 循環器・呼吸器病センター

(イ) 県北地域における医療拠点としての役割

県北地域において、開心手術を行う医療機関であるとともに、開胸手術の中心的な医療機関として、さらには、県内唯一の結核患者受入医療機関として、高度・専門的医療及び政策医療を適切に提供していくこととし、このため医師の確保など診療体制の充実に努め、循環器・呼吸器系の中核的病院としての役割を果たす。

また、地域の医療機関との連携を重視し、高度医療機器を活用した検査の実施等、地域医療の支援拠点として求められる役割を果たすために他医療機関への働きかけを行い、連携強化に取り組んでいく。さらに、医療環境の変化に対応するため、適切かつ柔軟に医療提供体制の見直しを行い、地域で必要とされる医療サービスを提供していく。

(ロ) 循環器系疾患への対応

心臓カテーテル検査や狭心症、心筋梗塞等に対する経皮的冠状動脈形成術治療等の検査・治療実績に基づく医療技術により、循環器系疾患へ高度な専門医療を24時間対応の救急医療体制で提供していく。

(ハ) 心臓血管外科における緊急手術等の高次救急医療機関としての機能充実

心臓及び大血管治療全般の医療を提供するなど、循環器系疾患に対する24時間の救急医療体制を維持していく。

(ニ) 呼吸器系疾患への対応

呼吸器外科・呼吸器科を併設する医療機関として、医師の充足に努めながら、肺がんや肺気腫及びその憎悪など、様々な呼吸器疾患へ高度な医療を提供していく。

(ホ) 結核医療を提供するための体制整備

県内唯一の結核入院患者の受入機関として、適切に結核医療を提供していく。

また、結核医療体制の充実を図るため、医師の育成や看護体制及び精度の高い結核検査体制を段階的に実施する。

(ヘ) 感染症患者受入のための体制整備

重症呼吸器感染症にも対応できる呼吸器感染制御病棟を有しており、重大な感染症の発生に備え、東北大学等との連携強化や職員の専門性を高めるための研修を実施する。

また、重症呼吸器感染症対応マニュアル等の見直し、関係機関との連携強化を進める。

(ト) 循環器系疾患・呼吸系疾患の予防に関する県民への啓発

県民の健康増進を支援するため、院内での健康教室やセミナー開催、院外での研修会等への講師の派遣などにより、循環器・呼吸器系疾患の予防、早期発見・早期治療の重要性について、啓発活動を行っていく。

(チ) 臨床研究の推進

東北大学等との連携を図りながら、高度・専門病院として、医療機能や医療水準の向上を図るため臨床研究の推進に努める。

また、その研究成果については、医療への活用とともに学会等での発表、専門誌への寄稿などにより情報発信を行っていく。

ロ 精神医療センター

(イ) 精神科救急医療の提供

①高度医療の提供

多様な対応が求められる急性期治療をより向上させていくため、病室の整備等により、高度医療を短期間、集中的に行う治療環境の改善に努める。

また、重要な課題となっている若者支援や早期介入、初発精神病・再発防止等のモデル的医療の提供に努めていく。

②精神科救急病棟の整備

平成26年2月から北2病棟が精神科救急入院料病棟の認定を受けたことから、北1病棟と併せ、政策医療である救急・急性期医療を推進するため、保健所等からの救急入院依頼に積極的に対応する。

また、2つの精神科救急入院料病棟を効果的かつ効率的に運用するため、バックアップ病棟等の整備について検討していく。

③精神科救急医療の提供とその基盤整備

救急医療の安定的な提供を維持していくため、関係機関等の協力を得ながら、ハード救急を担う基幹病院の増加やソフト救急を担う地域の医療機関との連携システムの整備に向けた提言・協力を努める。

④地域の精神科病院等とのネットワークづくりに向けた調査・検討

精神科急性期治療患者の受け入れと治療後の地域ケアを円滑に提供するためのネットワーク（相互連携・支援システム）の構築や身体合併症患者に対する治療のための総合病院との連携を強化する。

(ロ) 自立生活支援事業の実施

①地域チームケアの実施

それぞれの患者に対応した治療プログラムの導入や未受診者に対する相談を実施していくほか、医師を含めた多職種チームの確保・養成に努め、患者の早期社会復帰の促進を図る。

②訪問活動の実施

訪問看護ステーションを設置し、地域の関係機関との連携による患者の円滑な退院促進と退院後の多職種による訪問活動など、地域生活支援のモデルを提示していくとともに、ケースマネジメント体制を構築し、院内ケアマネージャーの養成に努める。

③リハビリテーションの提供

患者の早期社会参加の促進を図るため、訪問看護ステーションと連携しながら早期支援・急性期から退院後の地域生活支援まで、多様かつ体系的なリハビリテーションの提供とその技術習得に努める。

④地域生活支援体制強化に向けた取り組み

患者の地域生活支援活動の強化を図るため、地域に向け普及啓発を行うとともに、「地域メンタルヘルス推進センター（仮称）」設置に向け引き続き準備を行う。

また、人材育成や相談、訪問などの活動を統括させるとともに、教育研修機能の整備に努める。

(ハ) 児童思春期医療の提供

①児童思春期医療関係機関とのネットワークづくりに向けた協議

既存の専門病棟・外来診療施設との役割分担を踏まえた上で、治療の必要な事例につ

いては、早期に介入していくことが必要になるため、県と協働し、地域の拠点施設（子ども総合センター、精神保健福祉センター）や児童思春期医療に携わる関係機関（保健所、市町村を含む）とのネットワークを構築し、体制の整備を図る。

②思春期外来の拡充・試行的入院受入れ

地域の拠点施設（子ども総合センター、精神保健福祉センター）や他の児童思春期医療に携わる関係機関との連携・役割分担の下、思春期外来の拡充を図る他、新病院に向けた試行的入院患者の受入れを実施する。

③思春期デイケアの実施

多職種チームによる様々な種類のプログラムを通して、日常生活や社会生活の能力、対人関係能力などの改善を図る。

(二) 医療観察法等の司法精神医療への対応

医療観察法の指定通院医療機関としての役割、裁判所からの命令に基づく鑑定入院への協力を継続していく。

(ホ) うつ・ストレス関連障害への対応

①症例検討会・研修会の開催

地域の相談機関・関係機関等に向けた研修や、学校や職場などにおける研修支援を通して、うつ・ストレス関連障害等のメンタルヘルスに対する啓発・充実に努める。

②研修・治療プログラムの検討

担当多職種チームの設置・養成や研修・治療プログラムの検討、他の医療機関等との役割分担の明確化を図るなど、モデル的・補完的役割を担っていく。

(ヘ) 精神疾患に関する普及啓発活動の実施

①予防、早期発見、早期治療等の普及啓発

地域・職域・学校を対象とした精神疾患に関する講演会の開催や地域の相談機関を対象とした研修会の開催により、精神疾患に関する普及啓発活動を実施し、精神疾患初期症状の早期発見に繋げる。

②相談機関対象研修会の開催

地域や県全体の精神科医療機能の強化・拡充のために関係機関との定期的な情報交換・情報発信のための組織化を図る。

(ト) 臨床研究の推進

①臨床研究の実施と成果の公表

地域全体の医療の機能及び水準向上のため、臨床機能に加えて、医学部学生・研修医の教育研修や精神科医療に関わる多くの職種に対する養成研修を行うとともに、臨床研究の充実・強化に努め、情報発信を図っていく。

②研究成果の医療への活用

地域に向けた普及啓発・人材育成・相談・訪問及び若者のメンタルヘルスを総合的に統括する「地域メンタルヘルス推進センター(仮称)」の設置に向け引き続き準備を行う。

③大学との連携体制の構築の検討・協議

高度先進医療・政策医療・モデル的医療を実践していくとともに、東北大学との連携大学院を通じて研究的活動の展開に努める。

ハ がんセンター

(イ) がん患者の状態に応じた適切な治療の提供

がんの種類や患者の状態に応じて、手術、放射線療法、化学療法による最適な治療を提供する。

特に、平成25年10月に集学治療棟がオープンし、PETによる検査及びトモセラピーによる放射線治療を開始しており、外来化学療法室の拡充と併せ、集学的治療の一層の促進を図る。

(ロ) がん予防に関する県民への啓発

がん予防、早期発見、早期治療等の重要性を県民に知ってもらうため、職員が直接出向いて講演を行う「がん何でも講座」の実施や一般向けセミナーの開催など、がん予防啓発活動を積極的に推進する。

(ハ) 東北大学病院との機能分担による「全県のがん診療体制」の構築

都道府県がん診療連携拠点病院として「全県のがん診療体制」の構築に向け、以下の取り組みを行う。

- ・ 緩和ケアに携わる医師を対象とした研修会及び緩和ケアを提供している病院との勉強会を定期的実施する。
- ・ 放射線治療に携わる医療従事者に対する研修を実施するほか、地域がん診療連携拠点病院が実施する研修への講師派遣等の協力を行う。
- ・ 県内のがん患者会や家族会、関係団体等との意見交換会や交流会を通じて、がん情報提供や相談支援を行う。

また、県内の相談窓口の情報共有・ネットワーク化を推進する。

- ・ がんセンターの医療機能を効率的に提供するため、地域の医療機関との機能分担を進め、地域連携クリティカルパスの作成・運用の取組を進める。
- ・ 県内のがん診療連携拠点病院等で行われている院内がん登録の指導ならびに集積データの分析を実施するとともに、実施医療機関の増加に向けた講演会、講習会を開催する。

また、がん登録事業を実施する宮城県新生物レジストリーを活用し、地域がん登録の推進を図ることにより、がん対策及びがん診療の評価に資する。

(ニ) がん患者の療養生活の質の向上

がん患者の療養生活の質の向上を図るため、多職種で構成する緩和ケアチームにより、治療初期段階から精神的ケアも含めた緩和ケアを実施する。

また、がん患者の在宅療養を支援するため、地域のがん患者療養支援ネットワークと連携し、緩和ケア病棟施設を活用することにより、患者及びその家族のクオリティオブライフ（QOL）の向上を図る。

(ホ) 研究の促進と研究成果の応用

高度で専門的な医療の提供に向け、大学との連携も図りながら医療機能や医療水準の向上に向けた基礎及び臨床研究を実施する。

特にがんセンター研究所については、がん幹細胞を中心としたがんに対する先進的な研究を促進し、その成果をがんの診断・治療法開発に向けて活用を図っていく。

また、研究の内容や成果については、がんセンターセミナー、県民公開講座、出前講座の開催、各種研修会への協力を通じて医療関係者のほか、県民の理解が深められるよう、積極的に公表していく。

(2) 医療機器, 施設の計画的な更新・整備

平成26年度の主な更新・整備は次のとおり。

イ 循環器・呼吸器病センター

心大血管疾患リハビリテーション実施環境の整備
超音波診断装置の更新

ロ 精神医療センター

病院の建替整備事業の推進（建築設計の実施・用地取得関係手続き等）

ハ がんセンター

F P D一般撮影装置の更新
総合情報システムの更新(継続)

(3) 地域医療への貢献

イ 地域連携クリティカルパスの導入

(イ) 循環器・呼吸器病センター

地域医療機関との連携機能を強化するとともに、地域で切れ目のない医療の提供を図るため、循環器、呼吸器（結核）について、順次、地域連携クリティカルパスの維持・強化を図る。

また、胃ろう連携パスについては、引き続き機能分担や協力体制の維持・強化を図る。

(ロ) 精神医療センター

退院後の地域における精神科医療機関での治療・地域ケアに引き継ぐことができるネットワーク（相互連携・支援システム）を構築する。

具体的には、ソフト救急を担う各地域の精神科病院・診療所の連携によるシステム整備、病状に応じたリハビリテーションの充実について、地域の関係機関との連携を図る。

また、円滑な退院の促進と退院後の多職種訪問活動などの訪問活動による地域での生活支援に積極的に取り組むとともに、平成26年度から訪問看護ステーションを立ち上げ、地域移行の更なる推進を図る。

また、「急性期」、「回復期」および「維持期」まで切れ目のない一貫した治療・支援を行うための診療計画を整備するとともに、地域連携パスの活用について検討する。

(ハ) がんセンター

提携する医療機関（連携病院）の増加を図り、地域連携クリティカルパスの運用を拡充する。

ロ 患者の紹介率, 逆紹介率の向上

過去3年（平成19年から平成21年まで）の平均値の患者紹介率及び逆紹介率を、中期目標期間内に維持若しくは上回るよう努め、地域医療機関との連携を図る。

〔過去3年の患者紹介率・逆紹介率の平均値〕

	紹介率	逆紹介率
循環器・呼吸器病センター	52.2%	40.1%
精神医療センター	29.1%	37.0%
がんセンター	65.9%	41.7%

(4) 医療に関する調査研究と情報の発信

イ 調査・研究の推進

(イ) 循環器・呼吸器病センター

診療情報のコーディングなどによりデータベースの構築を図り、適切な情報の管理・活用及び情報発信に努める。また、医療機能や医療水準の向上を図るための調査・研究に努めるとともに、医学的調査・研究にあたっては、倫理審査委員会の活用を図り、適切に実施するとともに、研究成果等の公表に努める。

(ロ) 精神医療センター

治療実績や医療に係る情報の蓄積・管理に努め、データベース化の検討を行うとともに、臨床活動に基づく調査研究を推進し、その成果の公表に努める。

また、倫理委員会の活用を図り、県内精神科医療の水準向上のため、調査・研修機能の強化に取り組み、積極的な情報発信に努める。

(ハ) がんセンター

治療実績や医療に係る情報の蓄積、管理に努めるとともに、診断や治療など臨床に応用するための調査・研究を進める。

なお、この調査・研究を進めるにあたっては、倫理委員会を活用した審査を行うなど、個人の人権や安全に十分配慮し、適切に実施する。

ロ セミナーの開催と広報活動の実施

(イ) 循環器・呼吸器病センター

調査・研究活動の成果については、医療関係者向けセミナーの開催や患者向け医療相談会などを通じて広報活動を行う。

(ロ) 精神医療センター

医療機関、医療従事者向けに、調査・研究活動の成果に関する定期的なセミナー等の開催に努める。

患者及び家族のほか、一般県民も対象として、分かりやすい精神科医療に関する医療相談会の開催に努める。

地域に開かれた精神科病院として、地域住民・当事者・有識者・関連機関の意見を取り入れていく体制を整備し、地域や県全体の精神科医療機能の強化・拡充のために関連機関との定期的な情報交換・情報発信のための組織化を図る。

(ハ) がんセンター

医療機関、医療従事者向けに、調査・研究活動の成果に関するセミナー等を定期的に開催するとともに、県民及び患者向けに医療相談会等の開催を通じた広報活動を実施する。

ハ 学会等への積極的参加と関係機関への情報発信

学会等への参加及び学会や専門誌を通じた研究活動の成果の発表を積極的に行う。

ニ WEBサイト等を利用した疾病や検診の情報提供

病院機構のWEBサイト等の広報媒体を通じ、県民が関心のある疾病や検診等に関する情報を分かりやすく提供する。

2 安全・安心な医療の提供

(1) 医療安全対策の推進

患者が安心して医療を受けることができるよう、安全で安心な医療を支えるため、適宜、医療事故マニュアルの見直しや医療従事者の研修の充実を図るとともに、医療事故及びヒヤリ・ハットに関する情報の収集・分析的確に行い、医療事故の発生防止に努める。

また、患者に対して、医薬品及び医療機器に関する安全情報の提供や、服薬指導の充実を図る。

〔医療安全研修実施回数〕

循環器・呼吸器病センター	5回以上
精神医療センター	5回以上
がんセンター	5回以上

(2) 院内感染症対策の推進

院内感染対策委員会を開催し、感染管理や感染患者の把握、分離菌状況など、院内感染が発生した際に実施すべき事項について検討するとともに、病院職員の共通理解を深めるための研修を実施する。

併せて、院内感染症対応マニュアルについて、適宜、必要な見直しを行う。

〔院内感染対策委員会・研修実施回数〕

	委員会	研修
循環器・呼吸器病センター	12回以上	4回以上
精神医療センター	12回以上	4回以上
がんセンター	12回以上	4回以上

(3) 適切な情報管理

宮城県情報公開条例及び宮城県個人情報保護条例に基づき、情報管理や個人情報の保護を徹底していくため、職員に対する研修を実施する。

また、情報セキュリティに関する監査を実施し、実態の把握に努める。

〔個人情報保護研修実施回数〕

3病院・本部事務局	1回以上
-----------	------

〔情報セキュリティ研修・監査実施回数〕

	研修	監査
3病院・本部事務局	1回以上	1回以上

3 患者や家族の視点に立った医療の提供

(1) 患者や家族にとってわかりやすい医療の提供

インフォームドコンセントを徹底するとともに、患者や家族の要望に応じたカルテ開示など、必要な情報の公開を行う。

また、セカンドオピニオンを適切に実施する。

さらに、患者中心の医療を提供していく旨を診察時に周知し、その方針を患者の目にとまる場所に掲示する。

患者や家族に対する情報の提供に当たっては患者満足度調査などにより、状況を把握しながらより分かりやすい説明に努める。

(2) 病院利用者の利便性・快適性の向上

イ 患者待ち時間の短縮

患者待ち時間調査を実施し、実態の分析、対応策の検討を行い、待ち時間の短縮に向けた取組に引き続き努める。

ロ 快適な院内環境の整備

病院利用者の快適性に配慮した院内環境の計画的な整備に努める。

ハ 相談窓口の充実

相談窓口の活用がより図られるよう、相談窓口の充実を図る。

二 患者満足度調査の定期的実施と分析

病院利用者の利便性や快適性の課題を明確にするため、調査内容・方法について継続的に検討の上、患者満足度調査を実施し、具体的な対応策を検討する。

ホ 接遇に関する研修の実施

患者サービスの向上のため、患者及びその家族の立場に立った接遇を行うための研修会を実施する。

〔接遇研修実施回数〕

本部事務局	1回以上
循環器・呼吸器病センター	1回以上
精神医療センター	1回以上
がんセンター	1回以上

ヘ ボランティア受入体制の整備・充実

(イ) 循環器・呼吸器病センター

広報活動の充実によりボランティアの受入数の増加に努め、研修会の開催などによるボランティアの育成を図る。

(ロ) 精神医療センター

地域のボランティアと連携して、総合的かつ継続的にサービス提供できる体制整備の構築に向けて取り組む。

また、患者の早期退院・社会参加に向けて、地域ボランティアとの連携強化を図る。

(ハ) がんセンター

広報活動の充実強化により病院ボランティアを積極的に受け入れ、研修会の開催等を通じてボランティアの質的向上を図り、患者・家族への支援を円滑に行えるようにする。

ト 通院の利便性向上に関する検討

病院利用者の通院方法等の調査と利便性向上に向けた検討を行う。

チ WEBサイトの充実

WEBサイトは最新の情報が提供できるよう、適宜更新を行い、利用者の視点に立った内容の充実を図る。

4 人材の確保と育成

(1) 医師の確保と育成

イ 医師の確保

大学との連携強化や随時募集とともに、3病院の人材資源の有効活用を図りながら、医療環境や業務量の変化、医師不足に対応した柔軟な医師の確保、配置に努める。

また、医師の負担軽減を図る医師事務作業補助者を適正に配置する。

ロ 研修医の積極的な受け入れ

(イ) 循環器・呼吸器病センター

初期研修については、東北大学病院、大崎市民病院、栗原中央病院の協力型臨床研修病院として、積極的な研修医の受け入れに取り組む。

また、循環器・呼吸器系疾患の専門的臨床修練の場を提供するため、研修プログラムや研修推進体制の整備を図り、後期研修医の受け入れに努める。

(ロ) 精神医療センター

将来精神科を標榜する医師のための研修プログラムを開発・推進する。

また、初期臨床研修の一環として、プライマリケアの基本的な診療能力（態度、技術、知識）に重点を置いた研修の推進体制の強化に努める。

さらに、地域全体の医療機能・水準向上のための臨床機能の拡充に加え、研修・研究機能の充実強化を図り、積極的な研修医の受け入れに努める。

(ハ) がんセンター

後期研修医の積極的な受け入れを行うため、引き続きPR活動を強化するとともに、特色ある研修プログラムの開発など推進体制の充実を図っていく。

また、初期研修については、東北大学病院、みやぎ県南中核病院、大崎市民病院の協力型臨床研修病院として、研修医の受け入れに努める。

〔研修医受入数〕

循環器・呼吸器病センター	5人以上
精神医療センター	22人以上
がんセンター	20人以上

ハ 研究・教育の強化

(イ) 循環器・呼吸器病センター

東北大学と連携した連携大学院講座を設置して、呼吸器病態解析学分野及び感染症治療学分野に関する専門的人材の育成に努める。

(ロ) 精神医療センター

高度先進医療・政策医療・モデル医療の実践とともに、東北大学との連携大学院を活用して研究的活動の展開に努める。

また、医学部学生・研修医の教育研修や精神科医療に関わる職種に対する養成・研修

に努める。

(ハ) がんセンター

東北大学との連携を強化し、連携大学院講座の充実に努め、当センターの特長などのPRを強化し、学生を積極的に受け入れる。

〔連携大学院講座設置数〕

循環器・呼吸器病センター	2分野以上
精神医療センター	1分野以上
がんセンター	6分野以上

二 医師の資質向上

専門医、研修指導医等の資格取得や学会等の参加を奨励・支援するほか、院内研修プログラムのさらなる充実に努める。

(2) 看護師の確保と育成

イ 看護師の確保

県内外で開催される合同就職説明会への参加、就職支援サイトでの情報発信、看護師養成校の訪問等の広報活動を行うほか、インターンシップ、病院見学、説明会等の機会を多く設け、人材確保のための募集活動を広く積極的に行う。

また、医療環境や業務量の変化等に応じた適正な看護体制を維持するため、看護師の柔軟な採用・配置に努める。

さらに、新卒看護師から若手・中堅看護師等、看護師のキャリアに応じた研修を計画的に実施するとともに、院内での相談サポート体制の充実を図り、看護師が働きやすい職場環境の醸成に努める。

ロ 看護師の資質向上

認定看護師、専門看護師等の資格取得や学会等の参加を奨励・支援するほか、院内研修プログラムのさらなる充実に努める。

また、認定看護管理者育成に係る研修への参加を奨励、支援する。

(3) コ・メディカルの確保と育成

イ コ・メディカルの確保

コ・メディカルの人材を確保するため、各養成機関に対する募集活動を実施する。

また、医療環境や業務量の変化等に応じた適正な体制を維持するため、随時募集による採用等、柔軟な採用・配置に努める。

ロ コ・メディカルの資質向上

各種認定資格の取得や学会等の参加を奨励・支援するほか、院内研修プログラムの更なる充実に努める。

(4) 医療系学生への教育

地域の大学等養成機関のニーズを把握し、医療系学生に対する臨床教育や研修の場として活用を図る上で必要となる事項への対応について引き続き検討する。

(5) 事務職員の確保と育成

イ 事務職員の確保

社会人経験者を含めて広く人材を募集し、プロパー職員を計画的に採用するとともに、幹部職員の養成，確保について検討する。

ロ 事務職員の資質向上

各種認定資格の取得や外部研修会等の参加を奨励・支援するほか，病院特有の事務や法人運営について精通した人材を育成するための研修プログラムとして，診療情報管理士の資格取得への支援を実施する。

5 災害等への対応

大規模災害や新興・再興感染症（新型インフルエンザ）の発生時に3病院の職員が共通の認識をもって対応するため，連携方法や災害時の派遣チームの編成等のマニュアルを作成し，職員への周知を図る。

また，東日本大震災の対応の検証を踏まえ，災害発生時に備え，通信手段や必要物資の確保対策を講じるとともに，病院毎に防災訓練を実施する。

東日本大震災の被災者支援のため，精神医療センターでは，関係機関との連携の下，継続的に精神的ケア活動を実施していく。

〔防災訓練実施回数〕

循環器・呼吸器病センター	2回以上
精神医療センター	2回以上
がんセンター	3回以上
本部事務局	2回以上

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 業務運営体制の確立

(1) 業務運営体制の確立

自律性，機動性に優れた組織体制の構築を図るとともに，役割と責任を明確化した運営体制の確立に努める。

また，既存の委員会等については，統合，整理など適宜必要な見直しを行う。

(2) 目標達成に向けた取組

理事会において業務運営体制のあり方について必要な検討を行うとともに，経営分析の実施や中期計画，年度計画の進行管理を行い，目標達成に向け必要な方策を講じる。

(3) 全職員による経営改善

経営改善に関して，院内の部会等を通じ職員間での情報の共有を図る。

また，病院経営に関する研修会の開催，職員提案制度の実施及び患者満足度調査の分析・検討により，職員及び病院利用者の意見を経営に反映させる体制づくりに努める。

〔病院経営研修実施回数〕

3病院・本部事務局	1回以上
-----------	------

2 収入確保の取組

(1) 診療報酬や制度改定に対する迅速な対応

診療報酬や制度改定への対応を専門的に行うプロパー職員の計画的な確保と養成を行う。

(2) レセプト検討委員会の定期的開催

「レセプト検討委員会」を定期的に開催し、診療報酬の請求漏れや返戻発生防止に努め、査定率の低下を図る。

(3) 未収金の発生防止の強化、早期回収

未収金の発生防止のため、入院時の説明方法を検討し、必要な見直しを適宜行う。

また、既に発生している未収金については、回収を図るための強化月間の設定や法的措置により早期回収に努める。

(4) 病床及び医療機器の稼働率向上

イ 手厚い看護体制に対応した、病床の効率的利用

病床の効率的な利用を図るためのマニュアルを作成し、病床の適切な管理に努める。

また、7対1など手厚い看護体制に対応した病床稼働率の向上を図る。

〔7対1看護体制等に対応した病床稼働率目標値〕

循環器・呼吸器病センター	(一般： 7対1)	87.0%以上
精神医療センター	(救急： 10対1)	87.0%以上
がんセンター	(一般： 7対1)	96.0%以上

ロ 医療機器の効率的な利用の推進

医療機器の稼働状況を把握し、稼働率を向上させるための方策を実施するとともにその効果の検証を行う。

(5) 医業外収入の確保

病院資産を有効活用するなど、新たな収入確保のための検討を行い、実施可能なものについては、具体的な取組を進める。

3 経費削減への取組

(1) 有利な契約手法の活用

契約に際しては、一般競争入札やオープンカウンターをより推進するなど、高い競争性を確保しつつ、提案方式による業者選定、複数年契約、事業種類を組み合わせた複合契約など多様な契約方法を活用する。

(2) 医薬品・診療材料等の効果的な管理

医薬品、診療材料、医療消耗器具について、品目毎の使用状況、調達状況等を適切に管理し、費用の節減を図る。

また、同種・同効能・同機能製品への切り替えについて十分な検討を行い、配慮する。

(3) 後発医薬品の導入及び調達医薬品等対象品目の整理

後発医薬品の情報や供給安定性等を考慮し導入の検討を行い、積極的な使用に努める。
また、同種・同効能・同機能製品を把握し、購入する医薬品の品目の整理を行う。

(4) 業務委託の検証

業務委託については、業務内容の妥当性について継続的に検証する。

第3 予算、収支計画及び資金計画

1 経常収支比率の均衡

平成26年度の予算、収支計画、資金計画を確実に実行するため、以下の目標達成を目指すこととする。

[経常収支比率・医業収支比率目標値]

	経常収支比率	医業収支比率
3病院全体	98.2%以上	74.7%以上

2 資金収支の均衡

安定した病院運営を継続するため、未収金の早期回収、支払期日の見直し等キャッシュフロー重視の経営を行い、資金収支の均衡を図る。

(1) 予算

別紙1のとおりとする。

(2) 収支計画

別紙2のとおりとする。

(3) 資金計画

別紙3のとおりとする。

(4) 移行前の退職給付引当金に関する事項

移行前の退職給付引当金として必要額のうち50百万円を計上する。

第4 短期借入金の限度額

1 限度額

20億円とする。

2 想定される理由

賞与の支給等による一時的な資金不足に対応するため。

第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし。

第6 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、将来の病院建物の大規模修繕、改築、医療機器の整備や研究・研修の充実などに充てる。

第7 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置

1 人事に関する事項

(1) 医療従事者の迅速かつ柔軟な採用

必要となる医療従事者を迅速に確保するため、随時に採用を実施する。

(2) 定型的業務のアウトソーシングや有期職員等の活用

定型的業務の内容を検証し、アウトソーシング実施の可否や、有期職員、再雇用職員の活用を検討するとともに、職員の能力開発研修を実施する。

また、専門的な知識経験を要する業務に従事させるため、必要に応じ任期付職員を活用する。

(3) 職員の業績や勤務成績を反映した業務評価制度の実施

業務評価制度の構築に向け、業務評価の手法等について検討を行う。

2 就労環境の整備

(1) 活力ある職場づくり

病院の経営改善に関して、院内の部会等を通じて情報の共有を図るとともに、各種研修会や職員提案制度等を実施し、職員からの企画提案を可能とすることを通じて、活力ある職場づくりに努める。

(2) 職員の健康管理対策の徹底

職員が健康で働き続けることができるよう、定期健康診断をはじめとする各種検診のほか、人間ドックやメンタルヘルスケア等を実施し、健康管理体制の充実を図る。

(3) 医療従事者の負担軽減と家庭環境への配慮

医師事務作業補助者や看護師補助者等を適正に配置し、電子カルテシステムの効果的運用等により、医療従事者の負担軽減とより安全な医療提供を図る。

また、がんセンターにおける院内保育所の24時間保育を引き続き実施し子育て中の職員を支援する。

さらに、家庭環境に配慮した休暇が取得しやすい職場づくりに努める。

(4) ハラスメントの防止と的確な対応

セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、モラルハラスメントについて、職場内での意識啓発や研修会の定期的開催及び相談体制の整備等により、ハラスメントの無い職場環境をつくり、発生時には被害者の救済を第一に考えて、的確な対応ができる組織体制を構築する。

[ハラスメント研修実施回数]

3病院・本部事務局	1回以上
-----------	------

3 病院の信頼度の向上

(1) 病院機能評価の認定取得

各病院では、認定時の水準を維持していくほか、更新時の円滑な認定に向けた準備を進めていく。

なお、精神医療センターにおいては、建替が予定されていることから、機能評価の更新は順延するが、自己評価等により認定時の水準を維持する。

(2) 認定施設等の認定・指定の推進

病院毎に、法律等に基づく指定医療機関や厚生労働省・学会による認定や指定の必要性等を考慮し、その取得に向けた検討、取り組みを実施する。

(3) 医療倫理の確立

患者の権利や日々の診療における臨床倫理の課題について、医療倫理に関する委員会において検討を行い、その検討結果を職員に周知する。

年度計画(平成26年度)の予算

(単位:百万円)

区 分		金額
収入		
営業収益		15,386
医業収益		11,247
運営費負担金		4,078
その他営業収益		61
営業外収益		209
運営費負担金		144
その他営業外収益		65
臨時利益		42
資本収入		1,100
運営費負担金		0
長期借入金		1,100
その他資本収入		0
収入合計		16,736
支出		
営業費用		15,593
医業費用		15,038
給与費		7,719
材料費		2,939
経費		2,709
減価償却費		1,485
研究研修費		186
一般管理費		234
給与費		200
経費		26
減価償却費		8
消費税及び地方消費税		24
取得資産に係る控除対象外消費税償却		51
控除対象外消費税		247
営業外費用		280
臨時損失		1
資本支出		2,654
建設改良費		1,282
償還金		1,372
その他資本支出		0
支出合計		18,528

(注1) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

(注2) 給与改定及び物価の変動は考慮していない。

1 人件費の見積り

平成26年度は総額7,919百万円を支出する。

なお、当該金額は、法人の役員員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。

2 運営費負担金の算定方法

運営費負担金については、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第85条第1項の規定により算定された額とする。

なお、建設改良費及び長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金については、経常費助成のための運営費負担金とする。

年度計画(平成26年度)の収支計画

(単位:百万円)

区 分	金額
収入の部	15,610
営業収益	15,365
医業収益	11,227
運営費負担金	4,078
その他営業収益	61
営業外収益	204
運営費負担金	144
その他営業外収益	60
臨時利益	42
支出の部	15,849
営業費用	15,568
医業費用	14,835
給与費	7,719
材料費	2,939
経費	2,519
減価償却費	1,485
研究研修費	172
一般管理費	232
給与費	200
経費	24
減価償却費	8
消費税及び地方消費税	24
取得資産に係る控除対象外消費税償却	51
控除対象外消費税	426
営業外費用	280
臨時損失	1
純利益	▲ 239

(注1) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

(注2) 給与改定及び物価の変動は考慮していない。

年度計画(平成26年度)の資金計画

(単位:百万円)

区 分	金額
資金収入	18,040
業務活動による収入	15,594
診療業務による収入	11,247
運営費負担金による収入	4,222
その他の業務活動による収入	125
投資活動による収入	0
運営費負担金による収入	0
その他の投資活動による収入	0
財務活動による収入	1,100
長期借入れによる収入	1,100
その他の財務活動による収入	0
前事業年度からの繰越金	1,347
資金支出	16,800
業務活動による支出	14,146
給与費支出	7,744
材料費支出	3,165
その他の業務活動による支出	3,237
投資活動による支出	1,168
固定資産の取得による支出	1,168
その他の投資活動による支出	0
財務活動による支出	1,486
長期借入金の返済による支出	212
移行前地方債償還債務の償還による支	1,160
その他の財務活動による支出	114
翌事業年度への繰越金	1,240

(注1) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

(注2) 給与改定及び物価の変動は考慮していない。